

鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）実施要領（営繕関係工事）

1 趣旨

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、鳥取県総務部（各総合事務所環境建築局及び東部建築住宅事務所を含む。以下同じ。）が発注する工事において受注者がCCUSを活用した場合に、受注者の求めに応じて発注者が現場で発生する経費の一部を支援する「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）」（以下「活用推奨工事」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 建設労働者 : 工事現場に就労するもので一人親方を含む
- (2) カードリーダー : 就業履歴記録のためCCUSに登録した建設労働者のICカードの読取りを行う装置
- (3) 就業履歴数 : CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等により工事現場への入場について就業履歴登録された数

3 活用推奨工事

(1) 対象工事

鳥取県総務部が発注するすべての工事を対象とする。

(2) 実施要件（受注者希望型）

CCUSを活用するかどうかは受注者の判断によるものとし、受注者がCCUSを活用した場合に、当該受注者の求めに応じて発注者が現場で発生する経費の一部を工事費に計上する。

(3) 実施期間

実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、期間中に調達公告を行った工事を対象とする。

(4) 実施方法

① 発注図書への明示

発注者は、発注図書の現場説明書において活用推奨工事であることを明示する。

② 事前の協議

受注者は、対象工事においてCCUSを活用し、必要となる現場経費に対する発注者の支援を求める場合は、CCUSを活用し発注者に現場経費に対する支援を求めることについて、工事着手までに工事打合せ簿により発注者に協議する。

③ 本工事の建設現場に係る情報のCCUSへの登録及びカードリーダーの設置

受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、就業履歴の蓄積を行うためのカードリーダーを現場事務所等に設置する。

④ 就業履歴の蓄積

受注者が発注者に経費の支援を求める場合、本工事における就業履歴数の蓄積が1回以上あれば良いものとし、就業履歴を蓄積する建設労働者は元請負者及び下請負者を問わないものとする。

⑤ 経費支援の対象

受注者がCCUSを活用した場合に、発注者に請求できる経費は以下とする。

ア 対象

- ・カードリーダー（顔認証型のリーダー等を含む）
- ・リースの場合のリース料及びカードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）並びに通信費は対象としない。
- ・現場利用料（当該現場に関する現場利用料としてCCUSの運営主体から請求があった額を対象とする。）

イ 条件

- ・当該現場で使用するカードリーダーについて、契約締結日の1か月前から現場での就業履歴の蓄積開始までの間に新規に購入した場合に限り、1現場当たり1台とする。
- ・支援額は購入を証する領収書等による支出実績に基づき、現場で使用するOSがWindowsの場合は1万円（税抜き）、iOSの場合は3万円（税抜き）を上限とする。
- ・現場利用料の計上は請負対象額の最終変更において行うため、変更手続に要する期間を加味し、工期末の30日前までに請求があったものを対象とする。

⑥ 経費の請求

受注者は、経費の請求に当たり、購入を証する領収書の写し等による支出実績及びカードリーダーの設置状況が分かる写真並びにCCUS出力帳票などによる就業履歴数の実績を証明する書類を発注者に提出する。

提出書類	提出期限・頻度
①購入を証する領収書等の1台当たりの支出実績が確認できるもの	就業履歴の蓄積を開始した月の翌月10日まで
②カードリーダーの設置状況が確認できるもの	
③CCUS出力帳票など就業履歴数の実績が確認できるもの (提出は就業履歴の蓄積を開始した月のみとし、それ以降の月については不要とする。)	
④当該現場における現場利用料に係るCCUSの運営主体からの請求書の写し	契約書に定める工期末の30日前まで

※ 複数台を同時購入した場合は、購入台数及び購入金額が分かる領収書等の写しを提出するものとし、購入金額が複数台の合計値しかない場合は、合計値を購入台数で除した値を1台当たりの購入額と見なすものとする。

⑦ 施工体制台帳提出義務の免除

発注者支援機能により発注者が、施工体制を確認することが可能な場合は、施工体制台帳の写しの提出を不要とする。受注者は、CCUSによる施工体制台帳書類の確認を希望する場合は、CCUSのデータ登録が完了した後、CCUSから発行される「現場ID」及び「パスワード」を記載の上、工事打合せ簿（報告書）を発注者へ提出する。

なお、データ登録の際に添付が必要となる次の書類については、従来どおり電子申請サービスにより提出するものとする。

[添付書類]

- ①契約書の写し等 ②元請監理技術者関係 ③監理技術者補佐関係 ④専門技術者関係(置いた場合) ⑤下請契約遵守事項報告書

⑧ 積算上の取扱い

CCUS活用に係る費用は、現場管理費に積上げで計上する。

4 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

